岡山大学第二内科同門会会則

（名称）

第１条　本会は岡山大学第二内科同門会と称する。

（目的）

第２条　本会は会員相互の親睦をはかるとともに、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科血液・腫瘍・呼吸器･アレルギー内科学（第二内科）との連携を密にし、相互の発展に寄与することを目的とする。

（会員）

第３条　本会は、一般会員と名誉会員により構成する。

２　一般会員は、岡山大学第二内科入局者とする。

３　名誉会員は、岡山大学第二内科元教授とする。

（総会）

第４条　総会は、すべての会員をもって構成する。

２　総会は、定時同門会総会として毎年11月に開催するほか、必要がある場合には開催する。

（役員）

第５条　本会は、以下の役員を置く。

⑴　会長　　１名

⑵　副会長　　３名

⑶　常任幹事　若干名

⑷　幹事　　若干名

⑸　監事　　２名

（役員の選出及び任期）

第６条　会長は常任幹事会で推薦し、総会で承認を得るものとする。

２　副会長、常任幹事、幹事、監事は会長が委嘱し、総会の承認を得るものとする。

３　副会長のうち一人を代表幹事とし、会長が委嘱する。

４　役員の任期は一期２年とし、再任は妨げない。

５　任期中役員が欠員となった場合、速やかに会長の指名により補てんする。当該役員の任期は前任者の残任期間とする。

（役員の業務）

第７条　会長は会務を総理し、本会を代表する。

２　会長は、総会、常任幹事会、幹事会、地区代表会を召集する。

３　副会長は会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代理する。

４　代表幹事は、総会、常任幹事会、幹事会、地区代表会の議事進行し、意見の集約を行う。

５　常任幹事は、常任幹事会において本会の活動を管理遂行する。

６　幹事は、幹事会において本会の活動を管理遂行する。

７　監事は本会会計及び業務を監査し、総会にて報告する。

（名誉会長及び顧問）

第８条　本会は、名誉会長及び顧問を置くことができる。

２　名誉会長は、会長経験者とする。

３　顧問は、岡山大学第二内科教授とする。

４　名誉会長及び顧問は、役員会及び地区代表会に出席し、意見を述べることができる。

５　名誉会長及び顧問は、役員会の議決に加わることができない。

（常任幹事会）

第９条　常任幹事会は、会長、副会長、常任幹事、監事、事務局長をもって構成する。

２　常任幹事会は、毎年３回開催するほか、必要がある場合に開催する。

３　監事、事務局長は、議決に加わることができない。

（幹事会）

第10条　幹事会は、会長、副会長、常任幹事、幹事、監事、事務局長をもって構成する。

２　幹事会は、毎年１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

３　監事、事務局長は、議決に加わることができない。

（会費）

第11条　会員は、毎年、会費を納めなくてはならない。

２　会費は12,000円とする。

３　会費は、本会計の収入とする。

４　名誉会員は、会費を免除する。

５　満80歳に達したものは、会費を免除する。

６　大学卒業後５年以下のものは、会費を免除する。

（奨学基金）

第12条　本会は、本会及び教室の相互の発展に寄与する事業のために奨学基金を集めることができる。

２　奨学基金は、一口５千円とする。
３　奨学基金は、会員からのみ受け付ける。
４　上記以外からの奨学基金は、その受け入れの可否を常任幹事会で決議するものとする。
５　奨学基金より以下の項目に支出する。
⑴　同門会各賞の賞金及び副賞
⑵　本会及び教室の相互の発展に寄与する事業

（会計）
第13条　本会の経費は会費、奨学基金の収入をもってこれに充てる。
２　本会の会計は、本会計、奨学基金、忘年会会計の３つとし、それぞれを独立させる。
３　各会計間の資金の移動は、常任幹事会の決議をもって行うことができる。
４　会計は毎年11月１日に始まり、翌10月31日に終わる。
５　収支決算は、監事の監査を受けた後、総会における承認を受ける。
６　次年度の予算案については、常任幹事会、幹事会、総会で承認を受ける。
７　収支決算及び予算案は、同門会誌に掲載する。

（本会計）
第14条　本会計の経費は、会費の収入をもってこれに充てる。
２　本会計より以下の項目に支出する。
⑴　総会、役員会の開催費
⑵　定例行事の開催費
⑶　同門会誌及び名簿の発行費
⑷　通信費
⑸　慶弔費
⑹　その他、本会の運営に必要な費用

（定例行事）
第15条　本会は、毎年11月に岡山大学第二内科学教室開講を記念し、学術講演会を開催する。
２　本会は、毎年11月に会員相互の親睦を目的として、忘年会を開催する。
３　忘年会の会計は、本会計と別に管理し、余剰金は翌年度に繰り越す。
４　忘年会の事務局は、同門会事務局とする。

（特別行事）
第16条　本会は、会員の慶弔事に対し、教室と合同で特別に行事を開催することができる。
２　本会・教室共催の特別行事の開催及び形式は、同門会長と第二内科教授により決定される。

３　特別行事の会計はその都度精算し、その過不足については、常任幹事会で決議する。
４　行事の事務局は、本会事務局とする。

（同門会誌及び名簿）
第17条　本会は、年１回同門会誌及び名簿を発行する。
２　同門会誌及び名簿の発行は、同門会誌編集員会の責任において行う。
３　同門会誌編集委員は、常任幹事及び幹事の中から会長が指名したもので構成する。
４　同門会誌編集委員長は、代表幹事とする。

（同門会賞）
第18条　同門会賞を、本会並びに第二内科の発展に寄与し、会員の中で優れた医学、医療の業績を挙げた者に対し、総会において贈呈する。
２　同門会賞は、役員もしくは地区代表が推薦し、同門会賞選考委員会において選考する。
３　同門会賞選考委員会は会長、副会長、第二内科教授、准教授、常任幹事より構成する。

（Paper of the year賞）
第19条　Paper of the year賞を、当該年度に優秀な論文を発表し学術的業績を挙げた会員に、総会において贈呈する。
２　対象は、第二内科に所属する大学院生もしくは医員とする。
３　Paper of the year賞は、第二内科教授が推薦し、同門会賞選考委員会において選考する。

（Best Mentor賞）
第20条　Best Mentor賞を、長年若手医師に対する教育において、優れた業績を上げた会員に、総会において贈呈する。
２　Best Mentor賞は、第二内科教授が推薦し、同門会賞選考委員会において選考する。

（慶弔）
第21条　会員の慶事に対しては、総会において公表し、同門会誌に掲載する。
２　会員の逝去にあたっては、同門会より弔電と生花を御供えする。
３　総会において物故された会員に対して黙祷を捧げる。

（地区の運営）
第22条　本会は、同門会各地区を別表のとおり定め、各地区に地区代表をおく。
２　地区代表は、会長が委嘱し、総会の承認を得るものとする。
３　地区代表の任期は一期２年とし、再任は妨げない。
４　地区代表は、同門会各地区会員相互及び教室との連携を密にし、親睦を深めることに

務めながら、以下の役割を担う。

(1)　地区会員の慶事・弔事の事務局への連絡

(2)　地区会員の異動・転居などの事務局への連絡

(3)　同門会誌「地区だより」の投稿

(4)　各地区での同門会開催の取りまとめ

(5)　各地区より同門会賞の推薦

（地区代表会）

第23条　同門会各地区相互及び教室との連携を密にし、親睦を深めるために地区代表会を開催する。

２　地区代表会は、会長、副会長、地区代表、事務局長をもって構成する。

３　地区代表会は、年一回開催するほか、必要がある場合には開催する。

（事務局）

第24条　本会の事務局は岡山大学第二内科に置く。

２　事務局長は、第二内科教室同門会係とする。

（会則・細則の変更）

第25条　会則の変更は総会の決議を必要とする。

２　会則は細則において補完する。

３　細則の施行および変更は常任幹事会の決議によるものとし、総会にて報告する。

付　則

この会則は令和元年11月30日より施行する。